

平成 年 月 日

土地改良区
理事長 殿

住所 市 町第 号 番地
 転用組合員
 (譲渡人) 氏名 ⑩
 申請人
 住所 市 町第 号 番地
 転用関係者
 (譲受人) 氏名 ⑩

農地転用等の通知および意見書の交付願

このたび下記の土地につき農地法第 条第 項の規定による許可を申請したいので、地区除外等処理規程第二条の規定に基づき関係書類を添え通知します。

なお、同規程第三条の申入れ事項等については別途協議し、第六条の決済金については所定の方法により、これを納付しますから当該転用許可申請書に添付すべき意見書を交付されたく申請します。

記

1. 農業委員会に転用許可申請書を提出しようとする日

平成 年 月 日提出

2. 土地

大字	字名	地番	地目	用途	地積	転用面積	転用目的	転用予定日	所有者

2. 別紙関係書類

- 1 位置図
- 2 地籍図（転用に係る土地の付近地籍図）
- 3 施設の配置図

上記転用に係る土地につき、土地および別紙関係書類確認したことを証明します。

平成 年 月 日

鯖江市

町理事

⑩

農地転用に伴う契約について

このたび地区除外（農地転用）の申請のあった土地につき、当土地改良区事業並びに維持管理の区域にあるので、申請者に対し次の条件を付して契約を求めます。

契 約 書

- 第1条 経費の負担については、即時決済を行うものとする。ただし地域的特別な負担金はその集落の各々代表者の意見に従う。
- 第2条 かんがい用排水路については、周辺農地のかんがいに支障を及ぼさない様工事を施工する事。
- 第3条 周辺流域農地の用排水路には科学薬品、着色、油、汚水等を流し農作物に被害を与えない。
- 第4条 公共用地を利用する場合には原形復帰し（土砂運搬道路使用）本土地改良区理事の意見に従う事。
- 第5条 施設物の構造の使用目的に変更が生じた場合には、必ず土地改良区に申し出認可を得る事。
- 第6条 この契約者の名義変更があった場合には遅滞なく本土地改良区に申し出る事。
- 第7条 以上の各条項を契約者が不履行の為当土地改良区に迷惑（公害等を含む）損害を与えた場合、補償又は損害賠償金を支払うものとする。
- 第8条 契約者は以上の各条項を厳守する。契約の証として次に署名捺印して契約者双方が各一通ずつを保有すること。

平成 年 月 日

土地改良区

申請人 市 町 号 番地 理事長 殿

請 書

このたび地区除外に伴い 土地改良区より契約を求められた本文各条項については、私は異議なく厳守致します。万一迷惑損害を与えた時は、補償又は損害賠償金を支払い致します事をここに契約いたします。

平成 年 月 日

申請人 市 町 号 番地

土地改良区

印

理事長 殿

繰上償還金通知書

面積	償 還 金		維 持 管 理 費		合計
	10 a 当り	転 用 分	10 a 当り	転 用 分	

土地改良区

理事長